

現行減免措置一覧表(個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税関係)

減免内容			目的	減免適用割合 %	H23減免実績	
					納税義務者数	減免額(千円)
個人市民税						
条例第45条第1項	第1号	生活扶助受給者等	担税力考慮	100	607	18,260
	第2号	失業者 [所得115万円・145万円以下]	担税力考慮	100 70	2,021	50,188
	第3号	所得減少者 [所得115万円・145万円以下]	担税力考慮	所得減少率を乗じた額の70 所得減少率を乗じた額の50	141	2,809
	第4号	障害者・未成年者・寡婦(夫) [所得150万円以下]	担税力考慮	50	87	804
	第5号	学生・生徒 [所得65万円・125万円以下]	担税力考慮	100 50	184	2,305
	第6号	相続人 [所得115万円・145万円以下]	担税力考慮	100 70	113	4,998
条例第45条第2項	災害被災者		天災等	人的被害 100～60 住宅家屋被害100～15 (前年所得・損害程度による)	26	1,658
条例第45条第4項第1号	公益事業に係る事務所等所有者		公益性	100	-	-
計					3,179	81,022
法人市民税						
条例第45条第4項	第2号	一般社団・財団法人(非営利型)	公益性	100	369	66,378
		公益社団・財団法人		100		
	第3号	認可地縁団体		100	80	
	第4号	特定非営利活動法人		100	799	
	第5号	清算中の法人	担税力考慮	100	163	
計					1,411	66,378
軽自動車税						
条例第90条第1項	被災車両		天災等	100	-	-
規則第4条の4第1項	第1号	身体障害者等専用車両(自己所有)	政策的	100	1,799	10,831
	第2号	身体障害者等専用車両(生計同一人所有)		100	1,167	7,965
	第3号	身体障害者等専用車両(特殊仕様車両)		100	77	435
	第4号	宗教法人	公益性	100	82	347
		社会福祉法人		100	437	2,231
計					3,562	21,809
事業所税						
規則第4条の5	第1号	教科書の発行の事業の用に供する施設	政策的	資産割 50 従業者割 50	3	1,166
	第2号	劇場等に係る施設		資産割 50 従業者割 なし	10	5,179
	第3号	指定自動車教習所		資産割 50 従業者割 50	7	4,338
	第4号	酒類の保管のための倉庫		資産割 50 従業者割 なし	13	7,991
	第5号	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの		資産割 100 従業者割 100	28	29,580
	第6号	織物の保管の用に供する施設		資産割 50 従業者割 なし	9	6,773
	第7号	ビルメンテナンス事業の用に供する施設		資産割 なし 従業者割 100	51	74,852
	第8号	列車内における食堂等の事業の用に供する施設		資産割 なし 従業者割 50	2	2,341
	第9号	古紙回収事業の用に供する施設		資産割 50 従業者割 なし	2	948
	第10号	家具の保管の用に供する施設		資産割 50 従業者割 なし	18	11,567
	第11号	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋		資産割 100 従業者割 100	174	211,100
	第12号	市長が特に定めるもの(簡易宿所営業の用に供する施設:西成区)		資産割 75 従業者割 なし	12	9,468
計					329	365,303

※納税義務者数は、軽自動車税については台数としてカウントしている。
※適用実績がない場合は「-」表示している。